

対象物の記載の明確化について

No.	Page	質問・コメント等
1	本文 P3 (対象物)	今回の対象物と前回の対象物の認可申請書での切り分けについて、申請書では前回の対象物は含まないとしているが、現状の記載では対象物が不明瞭であるため、明確となる記載をすること。

2023年12月19日の審査会合において、既認可対象物のうち、国の確認が完了した重量及び確認を受けた時期を示した上で、国の確認が完了していない既認可対象物を今回の放射能濃度確認対象物に追加する旨を説明したことを踏まえ、参考資料として「1本化に伴う放射能濃度確認対象物の範囲に関する記載」を追加したため、再提出する。

1. 現状の記載（当初申請）について

放射能濃度確認対象物の種類として、浜岡4号炉低圧タービン車軸等のように認可申請書では個別具体的に記載することが基本的な考え方である。

一方で、前回の認可申請で放射能濃度確認対象物とした浜岡1,2号炉解体撤去物のように、放射能濃度確認対象物が複数の設備・システムを包含している場合は、具体的に全ての機器名称を放射能濃度確認対象物の名称として記載することは可能であるが、煩雑かつ膨大な量の記載となることから合理的でないと判断し、設備・システム名称を記載した。今回の認可申請においても放射能濃度確認対象物は浜岡1,2号炉解体撤去物であり、複数の設備・システムを包含していることから、前回の認可申請と同様の考え方を採用し、設備・システム名称を記載している。

2. 放射能濃度確認対象物の識別管理について

放射能濃度確認対象物の種類として具体的に全ての機器名称を記載することは、煩雑かつ膨大な量の記載となることから、放射能濃度確認対象物の種類についての記載は現状のとおりとしたい。

一方で、前回の放射能濃度確認対象物と今回の放射能濃度確認対象物の識別管理を行い、両者が混在しないような管理は可能ではあるものの、現場運用の煩雑化に伴うヒューマンエラーを防止するため、「測定及び評価方法の1本化」を図りたい。具体的には、国の確認が完了していない前回の認可申請書における放射能濃度確認対象物は、今回の認可申請書における放射能濃度確認対象物として追加し、今回の認可申請書を補正する。また、補正後の認可申請書が認可された以降、前回の認可申請書（原規規発第1903191号、平成31年3月19日にて認可）に基づく放射能濃度の測定及び評価は行わない。

<補足>

- ・「放射能濃度確認対象物を測定容器に収納する際は，収納物が本申請の放射能濃度確認対象物であること（既認可対象物を含む他の物品でないこと）を確認し，収納する」の事例を本資料（参考1）に示す。本事例は前回認可申請に基づく現行の識別管理の事例であり，今回の認可申請書に基づく識別管理も同様である。

以上

(参考1) 収納物が本申請の放射能濃度確認対象物であることの確認事例(1/2)

参考資料 1

クリアランス管理手引 10-11

【確認方法】

- ① 測定容器の収納物の情報（次ページの上段）を確認し、放射能濃度確認対象物一覧（次ページの下段）に含まれていることを確認する。
- ② 上記①の確認を行い、収納物が放射能濃度確認対象物であるかを判断する。

クリアランス対象物（候補）申請書・通知書

下記、管理区域において設置された資材等または使用した物品について、クリアランス対象物（候補）として取扱うことの可否について判断願います。

容器番号または物品名称	S-1380			測定容器の番号
発生号炉（複数号炉の物が混在しないこと）	2 号炉			
発生場所および系統名	タービン建屋2階（2T-2-12） 給復水系	オフガス系 以外である		
収納物リスト*	添付資料参照			
比表面積グループ	1			
金属以外を除去したこと	確認	測定容器（S-1380）に収納した物		参照
表面汚染密度が $0.8\text{Bq}/\text{cm}^2$ 未満（ ^{60}Co 換算）であること	確認	品のリスト（次ページ参照）		確認

※物品名、材質、重量および認可申請書範囲内であるか否かを記載すること。

クリアランス対象物（候補）として扱うか否かの判定結果（廃棄物管理課にて判断）：可・否

Rev. 7

(参考) 1 本化に伴う放射能濃度確認対象物の範囲に関する記載 (1/2)

以下のとおり、1 本化に伴う今回の放射能濃度確認対象物の範囲を明確化する。ここでは本文の反映案を記載しているが、同内容を添付書類二にも反映する。

【本文 P1】「1. 放射能濃度確認対象物の種類及び推定される総重量」の反映案

- 放射能濃度確認対象物には参考文献 2 (浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書 (浜岡原子力発電所 1 号原子炉施設及び浜岡原子力発電所 2 号原子炉施設の廃止措置第 2 段階で発生する解体撤去物の一部) (平成 31 年 3 月 19 日原子力規制委員会認可 (原規規発第 1903191 号))) における放射能濃度確認対象物 (以下、「既認可対象物」という。) が含まれる。ただし、浜岡 1,2 号炉の既認可対象物 7,682 トンのうち、現在までに法第 61 条の 2 第 1 項に基づく放射能濃度の確認 (以下、「国の確認」という。) を受けたものは、「(本文) 表-2」のとおり、1,387 トンであり、これらは放射能濃度確認対象物として含めない。国の確認を受けていない残りの既認可対象物 6,294 トンを本認可申請書の放射能濃度確認対象物として含める。また、本認可申請書が認可された以降、前回の認可申請書 (原規規発第 1903191 号、平成 31 年 3 月 19 日にて認可) に基づく放射能濃度の測定及び評価は行わない。
- 放射能濃度確認対象物の推定される総重量は、「(本文) 表-1」に示すとおり、浜岡 1,2 号炉合計 13,150 トン (浜岡 1 号炉 : 5,480 トン、浜岡 2 号炉 : 7,669 トン) である。

【備考】

- 上記の反映案では、「現在までに」という表現を用いているが、補正にあたっては、補正日の具体的な日付を記載する。

(参考) 1 本化に伴う放射能濃度確認対象物の範囲に関する記載 (2/2)

1 本化に伴う国の確認を受けた重量及び時期を明確にするため、「(本文) 表-2」(新規表) を追加する。

「(本文) 表-2」(新規表) の案を以下に示す。

(本文) 表-2 既認可対象物のうち国の確認を受けた総重量

既認可対象物 (7,682 トン) のうち国の確認を受けた総重量を以下に示す。

確認申請回数	既認可対象物のうち国の確認を受けた重量(t)		
	浜岡 1 号炉	浜岡 2 号炉	合計
第 1 回	1.7	0	1.7
第 2 回	195	45	240
第 3 回	44	245	289
第 4 回	26	454	480
第 5 回	259	118	377
合計	526	862	1,387

<補足>

- ・国の確認を受けた総重量は、確認申請書に記載した「評価単位」の重量の合計値である。
- ・個々の重量は端数処理した値を表示しているので合計値と合わないことがある。
- ・確認申請回数と確認証との対応は以下のとおり。
第 1 回：確認証 (原規規発第 2003162 号, 令和 2 年 3 月 16 日付け)
第 2 回：確認証 (原規規発第 20121012 号, 令和 2 年 12 月 10 日付け)
第 3 回：確認証 (原規規発第 2109094 号, 令和 3 年 9 月 9 日付け)
第 4 回：確認証 (原規規発第 2208301 号, 令和 4 年 8 月 30 日付け)
第 5 回：確認証 (原規規発第 2309151 号, 令和 5 年 9 月 15 日付け)

浜岡 1,2 号炉解体撤去物のクリアランス測定・評価の計画

2023年度					2024年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
クリアランス測定					▽測定完了予定 (第6回確認申請)		▽確認申請 (第6回) (予定数量約200トン)				
既認可に基づく測定・評価					▽認可申請書 補正						
					▽認可予定 (以降, 既認可に基づく測定・評価は行わない)						
					クリアランス測定						
					今回の認可申請に基づく測定・評価						
(参考)											
測定装置点検					独立した検査						